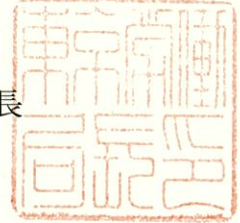


東労発基 0530 第1号
令和5年5月30日

一般社団法人 東京都トラック協会
会長 殿

東京労働局長



第96回全国安全週間の実施について

平素より、労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、厚生労働省では、企業を始め関係各界での安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、6月1日から6月30日までを準備期間、7月1日から7月7日までを本週間とした、第96回全国安全週間を別添の実施要綱に基づき全国的に展開いたします。

東京労働局管内における令和4年の労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染症によるり患を除いたもの）については、死亡者数は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷者数については、前年を上回る見込みであり、近年増加傾向が見られます。

さらに、休業4日以上死傷者数は2年連続で1万人を超えており、憂慮すべき状況にあります。

東京労働局では、本年3月に第14次東京労働局労働災害防止計画を策定し、「Safe Work TOKYO」の下、「トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」」をキャッチフレーズとして、事業場の労使はもとより、関係業界団体、関係行政機関等すべての関係者が認識を共有して取組を推進しているところです。

全国安全週間については広く地域社会での安全意識の高揚と安全活動の定着、そして第14次東京労働局労働災害防止計画に基づく取組の啓発及び浸透を積極的に図っていきたいと考えております。

つきましては、貴団体におかれましても、別紙を会報等に掲載する、会議で配布する等により、傘下関係事業場に周知するなど関係者に対する労働災害防止の指導・啓発について特段の御理解、御協力をお願いいたします。

職場における労働災害防止の要請

都内の労働災害による死亡者数は、労使の皆様を始め関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきています。

しかしながら、今なお死亡災害が発生しており、昨年1年間においては、55人（新型コロナウイルス感染症によるり患を除いた人数。以下同様。）の方が労働災害により亡くなられています。

令和4年における全産業の休業4日以上労働災害による死傷者数は10,802人に上り、2年連続1万人を超えており、憂慮すべき状況にあります。

特に高所等からの墜落・転落による死亡災害は、建設業のみならず他の産業でも発生しており、高所作業時の安全対策が重要となっています。

また、死傷者数の7割が第三次産業に従事する方々であり、転倒、腰痛等による労働災害が多く発生していることから、これらに対する防止対策を講じることも必要です。

労働災害の増加には、様々な背景があり、都内の就業状況の変化や社会情勢等、種々の原因が考えられます。

また、60歳以上の高年齢労働者による労働災害が増加する傾向が見られており、今後も就労割合の増加が見込まれることから、一層の安全対策の充実が求められています。

労働災害は本来あってはならないものであり、安全な就労環境を築くためには、経営トップの強い意識による取組と併せ、それぞれの立場に応じたすべての関係者が認識を共有して取組を推進することが必要です。

また、労働災害のない職場づくりを進めることは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。

7月1日から7日までを本週間とする全国安全週間を控え、準備期間である6月は、事業場の安全について点検を行う良い機会でもあります。

事業者の皆様におかれましては、別紙事項に特にご留意の上、死亡災害の未然防止及び労働災害全体の減少に向け、安全衛生意識の高揚と向上のための活動を行っていただきますよう要請いたします。

令和5年6月

厚生労働省 東京労働局長

辻 田 博

職場の安全・衛生のための活動

東京都内では、**2年連続して1年間で1万人**を超える方が仕事に発生した労働災害や事故により被災しています。

労働災害を防止するため、以下の事項に取り組みましょう！

□経営トップの安全衛生方針の発信が重要です！

安全で衛生的な職場環境を実現するためには、企業内の体制を整備する必要があります。この観点から、経営トップが方針を表明し、職場の安全衛生に対する意識や取組をご確認ください。



□安全衛生管理体制は確立されていますか？

労働災害を防止するには、企業の自主的活動が不可欠です。

このため、安全管理者などの法定の管理者を選任し、適切な職務を行わせているか、活動実態はあるかなどをご確認ください。

また、第三次産業の一部業種など、安全管理者等を置くことが義務付けられていない事業場においても、安全衛生に関する担当者（安全推進者）を置き、職場環境の改善や作業方法の改善、労働者への安全教育や意識啓発の取組を行ってください。



□職場内の危険を洗い出し、順次改善していきましょう！

機械設備や生産工程の多様化・複雑化に伴い、個々の事業場に合った危険性の把握が一層重要となっています。このため、職場内の危険性を調査し、必要な措置を講じること（リスクアセスメント）は、事業者の責務とされています。

職場内の危険な場所や作業内容を不断に確認し、危険性の高いものから順次改善を行ってください。



□労働者1人1人に対する安全衛生の意識啓発をお願いします！

職場内での転倒や、移動中の交通事故など、労働者1人1人の安全意識が重要となる労働災害の割合が増えています。死亡災害などの重篤な災害を防ぐためには、労働者自身が危険性を事前に察知することも重要です。

この観点から、労働者1人1人に対し、事業場内の設備や作業内容等に応じた安全・衛生に関する教育、労働災害防止のための意識啓発の取組をお願いします。

首都東京で働く人の労働災害を防ぎましょう！

東京労働局では、第14次労働災害防止計画に基づく取組を推進しています。



トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」

東京労働局・労働基準監督署



東京労働局 HP

スローガン

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で96回目を迎えます。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少していますが、令和4年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上の死傷災害は前年を上回る見込みであり、近年、増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、本年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断努力が必要であり、特に初年度となる令和5年度においては、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和5年度は、「高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。



第96回

全国安全週間

令和5年 7月1日(土)～7日(金)

準備期間: 令和5年6月1日(木)～30日(金)

【主唱】 厚生労働省、中央労働災害防止協会
【協賛】 建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
湾貨物運送事業労働災害防止協会
林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「令和5年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

令和5年度全国安全週間実施要綱について(抜粋)

実施者の実施事項

1

安全衛生活動の推進

① 安全衛生管理体制の確立

- ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

③ 自主的な安全衛生活動の促進

- ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

④ リスクアセスメントの実施

- ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- イ SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

⑤ その他の取組

- ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

2

業種の特性に応じた労働災害防止対策

① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
- ウ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
- オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- イ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- ウ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- エ トラックの逸走防止措置の実施
- オ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

③ 建設業における労働災害防止対策

- ア 一般的事項
 - (ア) 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - (イ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (ウ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - (エ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (オ) 転輸工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - (カ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- イ 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策

④ 製造業における労働災害防止対策

- ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

⑤ 林業の労働災害防止対策

- ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

3

業種横断的な労働災害防止対策

① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

- ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
- イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化

② 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
- イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

③ 交通労働災害防止対策

- ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

④ 熱中症予防対策

- ア 暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
- イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施
- ウ 事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立、発症時・緊急時の措置の確認、周知

⑤ 業務請負等他に作業を行わせる場合の対策

- ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- イ その他請負人等が上記1～3④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

◆職場の安全、全国安全週間に関する情報は
こちらでも発信しています！

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>



中央労働災害防止協会

<https://www.jisha.or.jp/>



職場のあんぜんサイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>



◆職場の安全、全国安全週間に関する情報はこちらで検索！

厚生労働省 安全衛生

検索

中央労働災害防止協会 安全週間

検索

◆労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！

e-Gov電子申請

検索

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2023 「私の安全衛生宣言」募集！

東京労働局では、官民一体となった労働災害防止等の取組を推進しています。
この取り組みの一環として、「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2023」を開催し、職場における労働者自身の安全衛生宣言を広く募集します。
多数のご応募をお待ちしております。

募集期間：2023年7月1日（土）～ 10月7日（土）

応募資格：都内の事業場で働いている方

発表：入選された方に直接連絡いたします

表彰式：2023年12月頃（予定）



昨年度（安全衛生宣言コンクール）の受賞作品

○優秀作品賞

- （安全部門）・危ないよ！マスク越しでも声かけます。届くまで。
・ダロウ行動せず、カモシレナイ行動します。
- （労働衛生部門）・重いな…みんなに頼ろう、悩みや荷物！
・腰痛予防を忘れずに。
急いでいても移動介助の抱え上げ、絶対にしません！

○奨励賞

- （安全部門）・焦るな 急ぐな 手を抜くな 慣れた作業も再度確認！
- （労働衛生部門）・在宅勤務の昼休憩時にはウォーキングに出かけ、
運動不足と心の閉じこもり解消に努めます。

安全衛生宣言作成のヒントは東京労働局HPをご参照ください

※応募様式は裏面をご覧ください

主催：東京労働局、（公社）東京労働基準協会連合会

「私の安全衛生宣言」応募様式

～ 私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2023 ～

1 応募作品

安全衛生宣言

※ 応募様式1枚につき1つの作品をご記入ください。複数の作品を記入した場合は無効となります。

宣言の解説（省略可）

安全衛生宣言の意図するもの（就業場所・作業内容・取扱設備等に応じた宣言のイメージなど）についての説明がありましたらご記入ください。

2 応募区分（応募する部門の□にレ点を記入してください。）

☐ 安全部門

（墜落・転落災害防止対策、転倒災害防止対策、高齢者災害防止対策など）

☐ 労働衛生部門

（腰痛予防対策、熱中症予防対策、感染症防止対策など）

労働災害（事故）防止に対して、どのようなことを心掛けていますか？

応募様式の書き方は？ 応募のヒントは、東京労働局HPまで！

（https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/newpage_00031.html）



3 応募者氏名及び連絡先

氏 名：

電話又はメールアドレスを記入してください。

連絡先：

（自宅・携帯・会社）

所属事業場：

（業種：）

業種欄は、製造業、建設業、運輸業、小売業、医療業などを記入してください。

応募先

メール：sengen-safeworktokyo2023@toukiren.or.jp

応募締切り

10月7日（土）

FAX：03-6380-8405（公益社団法人東京労働基準協会連合会）

又は 03-3512-1559（東京労働局労働基準部安全課）

（メールアドレス、ファクス番号はお間違えのないようにお願いします）

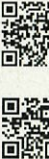
※メールでの応募は7月1日以降でお願いします。

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を

防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

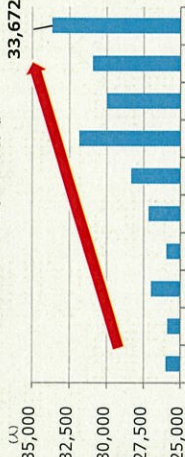
- ☐ (なし)  何も無いところでもつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)
➢ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
- ☐  作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)
➢ バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
- ☐  通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)
➢ 敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消
- ☐  作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒 (8%)
➢ 適切な通路の設定
➢ 敷地内駐車場車の車止めの「見える化」
- ☐  作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)
➢ 設備、什器等の角の「見える化」
- ☐  作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
➢ 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策

- ☐  凍結した通路等で滑って転倒 (25%)
➢ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)
- ☐  作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)
➢ 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
(清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底)
- ☐  水場（食品加工場等）で滑って転倒 (16%)
➢ 滑りにくく履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
➢ 防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工 (★)
➢ 隣接エリアまで濡れないよう処置
- ☐  雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)
➢ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う
(★) については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）

転倒災害発生件数の推移

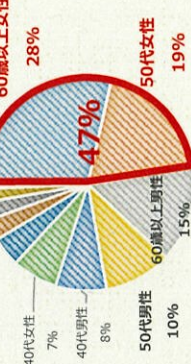


転倒による怪我の態様

- 骨折 (約70%)
- 打撲
- 眼球破裂
- 外傷性気胸 など

転倒災害による平均休業日数 (※労働者死傷病報告による休業見込日数)

47日

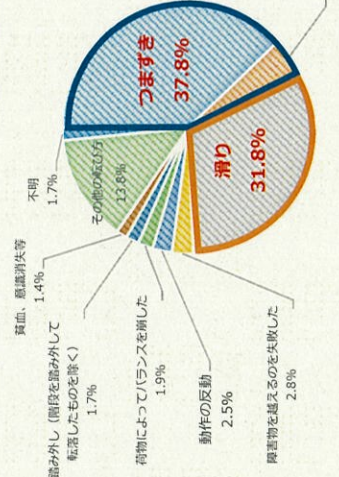


転倒したのは...



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません

転倒時の類型



- ＜その他の転び方＞
- ・他人とぶつかった・ぶつかられた
- ・台車の操作を失敗した
- ・他人、動物等と避けようとしてバランスを崩した
- ・服が引っかかった
- ・坂道等でバランスを崩した
- ・立ち上がったときにバランスを崩した
- ・靴紐を踏んだ
- ・風でバランスを崩した

主な原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
→ 「転びの予防 体カチェック」「ロコチェック」をご覧ください
- 特に女性に加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
→ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも
→ 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）

